

職員の懲戒処分について

【 ① 横領 】

1 審議した会議（開催日）

令和8年3月臨時教育委員会（令和8年3月25日）

2 教職員の処分案の概要

教職員課長から、次のとおり懲戒処分とする案の説明があった。

当時被害者であるスポーツ競技団体の理事長として予算管理を担当していた際、同競技団体に対して選手強化費等の名目で交付された補助金の一部である現金 74 万 8,335 円を、私的用途の目的で横領したことから、本県教育の信用を大きく失墜させたとして、県立学校教諭を免職。

3 委員からの意見等

- ・ 補助金の扱い方について質問があり、教職員課長が説明した。

4 審議結果

審議の結果、原案のとおり決定した。

職員の懲戒処分について

【 ② SNSによる生徒への不適切なメッセージの送信 】

1 審議した会議（開催日）

令和8年3月臨時教育委員会（令和8年3月25日）

2 教職員の処分案の概要

教職員課長から、次のとおり懲戒処分とする案の説明があった。

児童生徒とのメール等のやり取りが禁止されていることを認識していたにもかかわらず、令和6年度から7年度にかけて長期にわたり、女子生徒1名に対し、SNSによる送信を繰り返し行い、同生徒に対して強い精神的負担を与え、本県教育の信用を大きく失墜させた中学校教諭を減給1/10 6月。

3 委員からの意見等

- ・ 当該生徒の状況に関する質問があり、教職員課長が説明した。

4 審議結果

審議の結果、原案のとおり決定した。

職員の懲戒処分について

【 ③ 職員に対する不適切な対応 】

1 審議した会議（開催日）

令和8年3月臨時教育委員会（令和8年3月25日）

2 教職員の処分案の概要

教職員課長から、次のとおり懲戒処分とする案の説明があった。

令和6年度から7年度にかけて長期にわたり、SNSを用いて、職員に対して、メッセージを繰り返し送信し、同職員に対し不快な思いを抱かせ、嫌悪感と恐怖感等の精神的苦痛を与えた中学校校長を戒告。

3 委員からの意見等

- ・ 処分量定に関する質問があり、教職員課長が説明した。
- ・ 相談体制に関する質問があり、教職員課長が説明した。

4 審議結果

審議の結果、原案のとおり決定した。

職員の懲戒処分について

【 ④ 不適切な業務執行 】

1 審議した会議（開催日）

令和8年3月臨時教育委員会（令和8年3月25日）

2 教職員の処分案の概要

教職員課長から、次のとおり懲戒処分とする案の説明があった。

管理職から、再三にわたる指導や職務命令があったにもかかわらず、令和7年5月から令和7年11月にかけて、同職員が担当する学年の複数の児童に対し、不適切な言葉を用いての叱責や、頭を小突く等の体罰を含む不適切な指導を行い、児童に対し精神的負担を与えた小学校の臨時的任用講師を戒告。

3 委員からの意見等

- ・ 処分量定に関する質問があり、教職員課長が説明した。
- ・ 経緯と当該講師の状況について質問があり、教職員課長が説明した。

4 審議結果

審議の結果、原案のとおり決定した。

職員の懲戒処分について

【 ⑤ 人身事故 】

1 審議した会議（開催日）

令和8年3月臨時教育委員会（令和8年3月25日）

2 教職員の処分案の概要

教職員課長から、次のとおり懲戒処分とする案の説明があった。

自家用車を運転中、西諸県郡高原町先路上の交差点において、信号を無視し交差点に進入し、普通乗用車と衝突する事故を起こした。この事故により、相手方運転手に加療約2か月間、また、相手方同乗者に約3か月間を要する傷害をそれぞれ負わせた県立学校教諭を減給1/10 3月。

3 委員からの意見等

- ・ 処分量定に関する質問があり、教職員課長が説明した。

4 審議結果

審議の結果、原案のとおり決定した。

職員の懲戒処分について

【 ⑥ 人身事故 】

1 審議した会議（開催日）

令和8年3月臨時教育委員会（令和8年3月25日）

2 教職員の処分案の概要

教職員課長から、次のとおり懲戒処分とする案の説明があった。

自家用車を運転中、日向市東郷町先路上を走行していたところ、横断歩道を横断中の歩行者に接触する事故を起こした。この事故により、相手方に加療約30日間を要する傷害を負わせた中学校教諭を戒告。

3 委員からの意見等

- ・ 処分量定に関する質問があり、教職員課長が説明した。

4 審議結果

審議の結果、原案のとおり決定した。

職員の懲戒処分について

【 ⑦ 児童生徒への不適切な指導及びセクシュアル・ハラスメント 】

1 審議した会議（開催日）

令和7年11月臨時教育委員会（令和7年11月12日）

2 教職員の処分案の概要

教職員課長から、次のとおり懲戒処分とする案の説明があった。

同校女子生徒との間で、SNSにより個別のやり取りを行うとともに、同生徒を保護者の許可を得ずに、複数回ドライブに連れ出した。また、成人女性をホテルに誘い、20歳未満であることを認識した上で酒を飲ませ、からだを触るなどのわいせつな行為を行った。さらに、授業日であるにもかかわらず、校長の許可を得ないまま、部活動の用務に関わらせるために、生徒数名を被処分者の自動車に乗車させ、県外に連れて行った県立学校教諭を免職。

3 委員からの意見等

- ・ 事実発覚の経緯について質問があり、教職員課長が説明した。
- ・ 研修等の実施に関する質問があり、教職員課長が説明した。
- ・ 該当教諭の言い分に関し質問があり、教職員課長が説明した。
- ・ 校内の相談体制に関する質問があり、教職員課長が説明した。
- ・ 教職員の在籍年数に関する質問があり、教職員課長が説明した。

4 審議結果

審議の結果、原案のとおり決定した。